

志津南学区地域支え合い
送迎支援活動規則施行細則

令和5年6月26日

志津南学区社会福祉協議会企画委員会

志津南学区地域支え合い送迎支援活動規則施行細則

(趣旨)

第1条 この施行細則は、志津南学区地域支え合い送迎支援活動規則の第13条の規定に基づき、送迎支援活動の施行に必要な具体的事項を定めるものである。

(組織)

第2条 志津南学区社会福祉協議会の下に、送迎支援ボランティアグループ（以下、「送迎グループ」という。）を置く。

2 送迎グループは、登録された送迎支援ボランティア運転手により構成し、関係箇所と連携・協調して送迎活動を行うものとする。

3 送迎グループには、次の委員を置く。

(1) 送迎グループ代表者

(2) 副代表者

(3) 運行予定調整者

4 委員の役割

(1) 送迎グループ代表者は、送迎活動の総括の任を務める。

(2) 副代表者は、代表者と連携して日常の運行に必要な事項を行うと共に代表者に事故ある時は代行する。

(3) 運行予定調整者は、月間送迎支援に関する事項（受付・運行送迎予定作成・実績確認・燃料費精算等）を行う。

(日々の送迎申し込みの管理)

第3条 会員からの日々の送迎に関する申し込みの受付は、運行予定調整者が行う。

2 運行予定調整者は、申込者に詳細を確認して必要な調整を行い、「月刊運行予定表」を作成するとともに、運転手他関係者に連絡する。

3 運転予定調整者は、運転手の変更がある場合は必要な調整を行う。

(1) 送迎に必要な運転手を、送迎ボランティア運転手の中から選択し、送迎運転の日時・内容を連絡する。

(日常運行)

第4条 日常の運行は、次の通りとする。

(1) 運転手は、原則、午前（8時30分～12時30分）と午後（12時～16時）の2交代制とする。

- (2) 送迎に必要な機材（車両の鍵、携帯電話、送迎運行予定表、送迎運行日報等）を入れた【送迎運転手用カバン】を、志津南まちづくりセンターに保管する。
- (3) 運転手は、志津南まちづくりセンターにて【送迎運転手用カバン】を受け取り、利用者の送迎を行うものとする。
- (4) 運転手は、「送迎用ベスト」を着用する。
- (5) 運転手は、必要に応じて送迎運転手用携帯電話により利用者と連絡を行なう。
- (6) 運転手は、「送迎運行日報」に走行記録、利用者の次回の送迎予約内容などを記載し【送迎運転手用カバン】を志津南まちづくりセンターの保管場所に保管する。

（送迎ルート）

第5条 送迎は、一般道路によるものとする。

（利用者負担）

第6条 利用者は、利用距離に応じた燃料費、通行料、駐車料金等の利用実費を志津南まちづくり協議会に支払うものとする。

- (1) 燃料費は、志津南まちづくりセンターを起点・終点とする走行距離で算出する。
- (2) 燃料費は、走行距離が10km未満の場合は100円、10km～20km未満の場合は200円、20km～30km未満の場合は300円とする。
- (3) 送り迎えの両方を行った場合は、両方の合算距離で燃料費を算出する。
- (4) 利用実費は原則として1年単位での精算とする。

（その他）

第7条 その他、日常の運行に必要な事は別に日常運行マニュアルに定める。

（施行細則の改廃）

第8条 この施行細則の改廃は、社会福祉協議会企画委員会にて行うことができる。

付則 1

この施行細則は、平成 27 年 2 月 7 日より施行する。

この施行細則は、平成 28 年 2 月 28 日より施行する。

この施行細則は、令和 5 年 6 月 26 日より施行する。